

別紙5(第26条関係)

「とうきょうの木」愛称マーク使用規則

「とうきょうの木」愛称マーク使用規則（令和6年7月31日施行）の全部改正

東京の木多摩産材認証制度実施要領（以下「要領」という。）第26条第2項の規定により、同第25条に定める多摩産材認証協議会（以下「協議会」という。）の登録商標「とうきょうの木」愛称マーク及び愛称文字（以下「愛称マーク」という。）の適正な使用を確保し、「とうきょうの木」の普及を促進するため、下記のとおり使用規則を定める。

1 目的

愛称マークは、東京の木多摩産材を原材料に用いて施工若しくは製造した商品（以下「とうきょうの木」商品」という。）に使用することにより、消費者等への「とうきょうの木」の認知度とイメージの向上を図ることを目的とする。

2 使用者

(1) 使用者の範囲

愛称マークを使用できる者は、次のいずれかに該当する者（以下これらの者を総じて「使用者」という。）とする。

ア 利用事業者（要領第16条第2項の規定による登録事業者（製材業者及びチップ等業者）を含む。）

イ 国及び地方公共団体

ウ 東京都政策連携団体

エ 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関等

オ 前各号に掲げるもののほか、協議会が特に認める者

(2) 使用者の責務

愛称マークの使用に当たっては、要領第26条に定める「とうきょうの木」愛称マーク使用規格（以下「使用規格」という。）の遵守、その他協議会の指示に対して誠実に対応するものとする。

3 使用手続き

(1) 使用できる範囲

使用者が愛称マークを使用できる範囲は、次のとおりとする。

- ア 自ら施工若しくは製造又は改変する「とうきょうの木」商品、その他包装等への表示
- イ 広報活動において配布するノベルティ等物品への表示
- ウ 広報媒体及びその他資料等での使用

(2) 使用基準

愛称マークの目的に照らし、「とうきょうの木」の普及やブランド価値向上に資すると認められるとき受理するものとし、次のいずれかに該当する場合には愛称マークの使用を認めないものとする。

- ア 東京の木多摩産材を用いていないものに使用する場合
- イ 東京の木多摩産材のイメージ及び価値を害する恐れがある場合
- ウ 特定の政治、思想及び宗教活動等の目的に使用される恐れがある場合
- エ 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- オ 使用規格に反している場合
- カ (3) の使用届出の前に愛称マークを使用していた場合

(3) 使用届出

使用者が愛称マークを使用するときは、第1号様式による「愛称マーク使用届出書」を次の該当する資料を附して協議会に提出するものとする。ただし、2の(1)のエによる報道等や、2の(1)のイ、ウによる行政目的の資料等に使用する場合並びに協議会が届出を要しないとして使用を認めた場合は、使用届出を省略することができる。

- ア 前(1)のアの「とうきょうの木」商品及びイのノベルティ等物品に表示する場合は、愛称マークを使用する予定の当該商品等の仕様や意匠、写真、図面等
- イ 前(1)のアの包装等での表示並びに、イの広報活動及びウの広報媒体等での使用の場合は、その詳細がわかる資料

(4) 使用期間

- ア 前(3)のアに該当する届出の使用期間は、届け出た予定数量(増産するときはその数量。以下この項において同じ。)の製造販売(配布)が終了するまでとする。
- イ 前(3)のイに該当する届出の使用期間は、届け出た包装等の予定数量が

終了するまで、広報活動及び広報媒体等についてはその活動等の期間とする。

(5) 受理通知

ア 協議会は、届出を受理する場合は、「愛称マーク使用届出受理書」(第2号様式)を交付する。

イ 届出を受理しない場合は、その旨を、理由を附して通知する。

4 指導監督

(1) 調査等

協議会は、使用状況等を確認するため使用者等を調査することができる。使用者等は、調査に協力をしなければならない。

なお、協議会は、調査に係る業務を第三者に委託することができる。

(2) 改善指示

協議会は、使用者が本規則を遵守せずに愛称マークを使用している場合は、「愛称マーク使用状況の改善指示について」(第3号様式)により、使用者に改善を指示することができる。

(3) 使用承認の取消し及び使用停止

ア 協議会による命令

前(2)の規定による改善指示等に対する改善が見られない場合又は3の(2)使用基準の各号のいずれかに該当する場合、協議会は使用者に対し、「愛称マーク使用停止について」(第4号様式)により使用停止を命じることができる。

イ 使用停止による対応

使用停止を命じられた場合、使用者は「とうきょうの木」商品への愛称マークの使用を直ちに取り止め、使用停止が解除されるまで協議会の指導等に対し真摯に対応すること。

ウ 損害等への対応

協議会の指導監督等により使用者に生じた損害等については、協議会は負担しない。また、使用者の責により協議会に損害等が生じた場合は、使用者に負担を求めることがある。

エ 問題への対応

(ア) 愛称マークの使用に起因する問題が発生した際には、使用者は速やかに協議会に報告するとともに、使用者の責において対策を講じなければならない。

(イ) 協議会は、使用者に対し問題への対策を講ずることを指示することがで

きる。

(ウ) 前(ア)及び(イ)で講じたことにより生じた費用は、使用者が負担するものとする。

その他

- (1) 本規則1の目的を達成するため、協議会は愛称マークの使用を積極的に広めるとともに、使用者以外の者に愛称マークの使用を認めることができるものとする。
- (2) 本規則に定めのない事項に関して生じた疑義については、協議会と使用者とで協議し決定する。

附 則

- 1 この使用規則は、令和7年9月30日から施行する。
- 2 旧使用規則7の使用料金に関する規定は、東京の木多摩産材認証制度実施要領の全部改正(令和7年9月30日施行)により、旧要領第27条(認定料・手数料等)別紙11に定める愛称マークの使用料に係る規定が、新要領第24条(認定料等)別紙3から削除されたことにより廃止する。
- 3 旧使用規則5の(2)の③のアで使用承認を受け又は同(4)の届出により、現に愛称マークを使用している者については、この使用規則2の(1)の各号において該当する使用者とする。

愛称マーク使用届出書

多摩産材認証協議会会長 殿

住所
(申請者) 事業者名
代表者名 ⑩

「とうきょうの木」愛称マーク使用規則3(3)の規定に基づき、愛称マークの使用を届出ます。なお、同使用規則4の規定にもとづく協議会の調査等に対して、協力をします。

記

- 1 認定番号
- 2 「とうきょうの木」商品

「とうきょうの木」商品名	予定数量(在庫を含む。)

- ※ 使用する予定の商品の仕様や意匠、写真、図面などを添付してください。
- ※ 数量は、予定、見込もしくは想定できる範囲でご記入ください。この数量を上回っても愛称マークの使用に差支えはありません。
- ※ 書ききれない場合は、別紙(様式自由)に「とうきょうの木」商品名と数量をご記載ください。

第2号様式(3(5)関係)

愛称マーク使用届出受理書

殿

年 月 日付けで届出のあった「とうきょうの木」愛称マークの使用について、「とうきょうの木」愛称マーク使用規則3(5)の規定に基づき、下記条件を付して承認します。

記

1 「とうきょうの木」商品

「とうきょうの木」商品名	承認番号	「とうきょうの木」商品名	承認番号

2 使用承認期間

承認の日から届出商品の製造販売終了まで

3 使用条件

- (1) 次のいずれかに該当することが確認された場合、使用停止を命ずることがあります。
 - ① 東京の木多摩産材を使用しないものに使用する場合
 - ② 東京の木多摩産材のイメージ及び価値を害する恐れがある場合
 - ③ 特定の政治、思想及び宗教活動等の目的に使用される恐れがある場合
 - ④ 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
 - ⑤ 「とうきょうの木」愛称マーク使用規格に違反した場合
 - ⑥ 使用届出の前に愛称マークを使用していた場合
 - ⑦ 改善指示に対する改善が見られない場合
 - ⑧ その他、使用規則の目的に反すると認められる場合
 - ⑨ 利用事業者でなくなった場合
- (2) 愛称マークの使用に起因する問題が起こった場合、速やかに協議会に報告するとともに、対策を講じること。なお、協議会はその問題の責任を負いません。

- (3) (1)及び(2)に係る損害や費用等を、協議会は負担いたしません。
- (4) 使用規則3の(4)のオに規定による予定数量を超えて増産したときは、その数量を報告して下さい(任意様式)。

年 月 日

多摩産材認証協議会
会長

⑩

第3号様式(4(2)関係)

愛称マーク使用状況の改善指示について

殿

年 月 日付で届出受理した「とうきょうの木」愛称マークの使用について、「とうきょうの木」愛称マーク使用規則4(2)の規定に基づき、改善を指示します。

記

1 使用届出等の内容

2 改善内容

3 改善期限

年 月 日まで

4 その他

- (1) 上記の改善期限までに、改善状況を協議会に報告してください。
- (2) 協議会は、改善に係る費用等を負担しません。
- (3) 十分な改善が認められない場合は、使用停止を命ずることがあります。

年 月 日

多摩産材認証協議会
会長

印

第4号様式(4(3)関係)

愛称マーク使用停止について

殿

年 月 日付で届出受理のあった、「とうきょうの木」愛称マークの使用について、「とうきょうの木」愛称マーク使用規則4(3)の規定に基づき、停止してください。

記

1 使用を停止する「とうきょうの木」商品

「とうきょうの木」商品	数量	「とうきょうの木」商品	数量

2 使用停止の理由

3 その他

- (1) 「とうきょうの木」商品の使用を直ちに取り止め、使用停止が解除されるまで協議会の指導に対して真摯に対応すること。
- (2) 協議会の指導監督等により使用者に生じた、損害等については、協議会は負担しない。また、使用者の責により協議会に損害等が生じた場合は、使用者に負担を求めることがある。

年 月 日

多摩産材認証協議会
会長

⑩